

# ま ち ◎ひゅうが都市づくりかわら版

## 土砂災害警戒区域について

### 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

毎年多数の犠牲者を出している『**かけ崩れ、土石流、地滑り**』から皆さんの生命を守るために、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されたものです。

宮崎県では危険箇所の調査と危険区域の指定を順次行っています。



### 土砂災害防止法で土砂災害警戒区域に指定されると

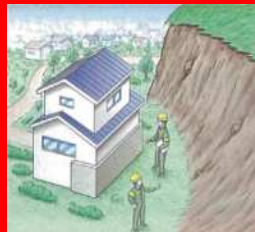
土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）では...  
土砂災害の恐れがある区域

#### 【警戒避難体制の整備】

命の危険な状況の発生を未然に防ぐため、災害発生時の避難体制の整備が図られます。【日向市が行います】

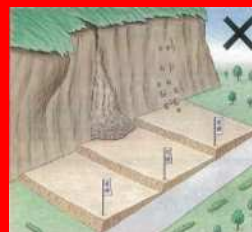


特別警戒区域（通称：レッドゾーン）ではさらに追加して...  
建物が破壊され、大きな被害が生じる恐れがある区域



#### 【建築物の構造規制】

居室を有する建築物を建設する場合は、土砂災害に耐えられる構造とすることが必要です。【日向市が行います】



#### 【特定開発行為に対する許可制】

宅地分譲や災害弱者連帯開発等の建設行為は、災害弱者連帯開発等に関する規制に従って許可されます。【宮崎県が行います】



#### 【建築物の移転】

著しい損壊の恐れのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。【宮崎県が行います】

### 今後の土砂災害警戒区域指定の取組みについて

平成26年8月に発生した広島の土砂災害を受け、土砂災害から国民の生命を守るため、都道府県による基礎調査を概ね5年程度で完了させることを目標とすることとしています。日向市では、区域指定の進捗率が約18%に留まっているため、基礎調査の促進が不可欠となっています。

今後とも、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ先：日向市 建設課（内2346） 防災推進課（内2222）



～ 市民が奏でる 交響'空間 優しく強く温かい人とまち ～